

00972

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令第十六号

鳥取縣「すいか」検査條例に基いて鳥取縣「すいか」検査員「すいか」検査施行手続を次のように定める。

昭和二十五年八月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣「すいか」検査施行手続

第一條 鳥取縣「すいか」検査條例に基く移出「すいか」(以下移出「すいか」という)の検査(以下検査という)はこの手続の定めるところにより行うものとする。

第二條 検査は移出「すいか」検査申請書(以下申請書という)提出の順序により行うものとする。但し受檢者の準備が整わないものにあつてはその順序によらないことができる。

昭和二十五年八月七日
外 月 曜 日

本書ノ大キサハ規格A五判

2 検査員は検査計画をたて検査場及び日時を受檢者に予め周知しなければならない。

第三條 検査員は申請書に基き現品を照合した後検査を行わなければならない。

第四條 検査は移出「すいか」標準査定会の定める標準品に照し合せ合格、不合格を決定する。

第五條 検査員は検査を終つたとき合格した「すいか」に対し検査証印を貼付しなければならない。

第六條 検査員は検査を終つたとき申請書に検査月日及び自己の氏名を記入捺印し手数料証紙に消印しなければならない。

第七條 検査員は検査を終つたとき別記様式第一号による検査原簿に所要の事項を記入するとともに毎日の検査成績を別記様式第二号による検査成績旬報によりとりまとめ当該申請書を添えて翌旬五日目までに知事に

(目的)

第一條 鳥取縣木材検査運営委員会(以下委員会という。)は、知事の諮問に応じ、木材の検査に関する事項を調査審議することを目的とする。

(委員会の事務所)

第二條 委員会の事務所は、鳥取縣庁林務課に置く。

(委員会の組織)

第三條 委員会は、委員二十五人以内をもつて組織し、委員長及び副委員長一人を置く。

第四條 委員は、鳥取縣公吏、縣會議員、關係官庁の官吏、林業關係団体の役員及び学識経験者の中から、知事がこれを任命又は委嘱する。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によつてこれを定める。

第五條 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(委員の招集)

第六條 委員会は、左に掲げる場合に委員長がこれを招集する。

一 委員長が必要と認めたととき

二 委員の三分の一以上の者が請求したとき

(委員会の運営)

第七條 委員会は、委員の二分の一以上の者が出席しなければ、會議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第八條 委員会に幹事及び書記若干人を置き委員長が、これを任命又は委嘱する。

2 幹事は、委員長の指揮を受けて庶務を整理し、書記は、上司の命を受けて、事務に従事する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

鳥取縣告示第三百九十八号

鳥取縣「すいか」検査條例第十七條の規定に基き鳥取縣

移出「すいか」標準査定会規程を次のように定める。

昭和二十五年八月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣移出「すいか」標準査定会規程

第一條 鳥取縣「すいか」検査條例(以下條例という)

第四條に基き任務を遂行するため鳥取縣農林部農務課内に鳥取縣移出「すいか」標準査定会(以下査定会とす)を置く。

第二條 査定会は知事の監督に属し鳥取縣「すいか」検査條例施行規則第三條に基き移出「すいか」の標準品を査定する。

第三條 査定会は会長一名委員十名以内をもつて組織する。

会長は農林部長の職にある者をもつてこれに充て委員は次に掲げる者の中から知事が任命又は委嘱する。

- 1 關係行政機關の職員
- 2 生産者団体の役員
- 3 学識経験者

4 生産者

委員の任期は二箇年とする。

第四條 会長は会務を総理し本会を代表する。会長に事故があるときはその代表者を査定会において互選する。

第五條 査定会に幹事二名を置き会長がこれを任命する。幹事は上司の命をうけて庶務を整理する。

第六條 この規程に定めるものゝほか必要な事項については会長が査定会に諮つてこれを定める。

附 則

この規程は公布の日から施行し鳥取縣「すいか」検査條例施行の日から適用する。

00977

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ願ハ格A五判

告示

◇鳥取縣告示第三百九十五号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
氣高郡鹿野町議會議員の候補者につき覚書に掲げる條項
に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のよ
うに指定する。

昭和二十五年八月七日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

昭和二十五年八月九日から
同年同月十五日まで

選舉告示

◇選舉告示第十一号

昭和二十五年八月七日 外 月 曜 日

昭和二十五年八月十五日執行の鳥取縣東部海区漁業調整
委員会委員選舉における候補者博田三太郎は八月七日そ
の候補者であることを辞する旨届出があつた。

昭和二十五年八月七日

鳥取縣東部海区漁業調整委員会委員選舉

選舉長 兜 金 幸 一